

(令和7年9月5日提出)

令和7年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和7年9月議会定例会議案

目 次

議案第71号	令和7年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第72号	令和7年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	8
議案第73号	令和7年度新潟市介護保険事業会計補正予算	12
議案第74号	令和7年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	17
議案第75号	令和7年度新潟市水道事業会計補正予算	21
議案第76号	新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部改正について	22
議案第77号	新潟市体育施設条例の一部改正について	25
議案第78号	新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正について	28
議案第79号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	29
議案第80号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	30
議案第81号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	37
議案第82号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	38
議案第83号	新潟市給水条例の一部改正について	39
議案第84号	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	40
議案第85号	権利の放棄について	42
議案第86号	下越福祉行政組合規約の変更について	43
議案第87号	市道路線の認定及び廃止について	44

議案第 88 号	監査委員の選任について	60
議案第 89 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	61
議案第 90 号	契約の締結について	62
議案第 91 号	契約の変更について	63
議案第 92 号	未処分利益剰余金の処分について	64
議案第 93 号	未処分利益剰余金の処分について	65
議案第 94 号	決算の認定について	66
報告第 5 号	継続費精算報告書の報告について	67

議案第71号

令和7年度新潟市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度新潟市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,866,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ430,240,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月5日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		79,986,324	1,171,590	81,157,914
	1 国庫負担金	59,771,708	1,029,100	60,800,808
	2 国庫補助金	19,893,431	138,890	20,032,321
	3 委託金	321,185	3,600	324,785
24 繰越金		454,220	171,603	625,823
	1 繰越金	454,220	171,603	625,823
26 市債		33,410,200	523,800	33,934,000
	1 市債	33,410,200	523,800	33,934,000
歳 入	合 計	428,373,318	1,866,993	430,240,311

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,927,392	120,000	48,047,392
	1 総務管理費	42,664,684	54,000	42,718,684
	2 徴税費	3,098,290	66,000	3,164,290
3 民生費		141,782,808	99,993	141,882,801
	2 児童福祉費	53,539,648	39,800	53,579,448
	5 老人福祉費	27,859,062	9,593	27,868,655
	6 国民年金費	36,606	50,600	87,206
8 土木費		61,411,233	12,000	61,423,233
	4 都市計画費	24,310,474	12,000	24,322,474
10 教育費		60,620,289	92,000	60,712,289
	1 教育総務費	7,066,452	92,000	7,158,452
11 災害復旧費		1,951,570	1,543,000	3,494,570
	1 公共土木施設災害復旧費	1,650,000	1,543,000	3,193,000
歳 出	合 計	428,373,318	1,866,993	430,240,311

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	全国瞬時警報システム（Jアラート）更新事業	12,000
3 民生費	7 災害救助費	液状化等被害住宅建替・購入支援事業	238,000
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧事業	1,543,000

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与システム改修事業	48,700	90,700
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修事業	48,700	130,700

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期共通基盤システム経費	令和 8年度	69,300
税系システム標準化対応事業	令和 8年度から 令和 9年度まで	1,266,000
国民年金システム標準化対応事業	令和 8年度から 令和 9年度まで	301,000
スクールバス購入費	令和 8年度	51,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災設備整備事業費	40,600	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	50,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
公共土木施設災害復旧事業費	1,650,000	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,163,900	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 7 2 号

令和 7 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9, 9 3 7, 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,043	489,000	490,043
	1 国庫補助金	1,043	489,000	490,043
歳 入	合 計	69,448,301	489,000	69,937,301

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,505,144	489,000	1,994,144
	1 総務管理費	1,502,574	489,000	1,991,574
歳 出	合 計	69,448,301	489,000	69,937,301

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム標準化対応事業	令和 8年度から 令和 9年度まで	885,000
国民健康保険システム改修事業	令和 8年度	72,000

議案第73号

令和7年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和7年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,009,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年9月5日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		20,011,260	114,807	20,126,067
	2 国庫補助金	5,246,421	114,807	5,361,228
7 繰入金		13,947,104	9,593	13,956,697
	1 一般会計繰入金	12,994,235	9,593	13,003,828
8 繰越金		1	492,548	492,549
	1 繰越金	1	492,548	492,549
10 市債			85,600	85,600
	1 市債		85,600	85,600
歳 入	合 計	87,306,919	702,548	88,009,467

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,808,242	210,000	2,018,242
	1 総務管理費	1,107,252	210,000	1,317,252
5 諸支出金		266,342	492,548	758,890
	2 償還金		492,548	492,548
歳 出	合 計	87,306,919	702,548	88,009,467

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事業所システム構築事業	210,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
介護保険事業所システム構築事業費	85,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 7 4 号

令和 7 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 0 7 3, 1 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		356	35,500	35,856
	1 国庫補助金	356	35,500	35,856
歳 入	合 計	12,037,642	35,500	12,073,142

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		169,164	35,500	204,664
	1 総務管理費	169,164	35,500	204,664
歳 出 合 計		12,037,642	35,500	12,073,142

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料徴収管理システム改修事業	令和 8年度	27,700

議案第 7 5 号

令和 7 年度新潟市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度新潟市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 7 年度新潟市水道事業会計予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
送水管布設工事	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	840,000

（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
送水・配水管布設工事	令和 8 年度	2,500,000	令和 8 年度	1,660,000

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 76 号

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部改正について

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例

(新潟市立高等学校条例の一部改正)

第 1 条 新潟市立高等学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、その入学願書を当該新潟市立高等学校の校長に提出する時に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する入学検査料は、出願を行う時までには納付しなければならない。

第 5 条第 2 項中「入学料」を「入学料の納付期限」に、「までに納付しなければならない」を「とする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

第 7 条第 5 項を次のように改める。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

第 7 条第 6 項第 1 号中「（同項第 3 号に規定する者を除く。）」を削り、同項第 2 号中「就学支援金」を「就学支援金等」に改め、同項第 3 号中「受給権者」を「就学支援金等の支給を受ける者」に、「就学支援金」を「就学支援金等」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、就学支援金等（高等学校等就学支援金の支給に関する

法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する就学支援金その他の授業料に相当する額の給付金をいう。以下同じ。）の支給を受ける者の授業料については、当該就学支援金等をもってこれに充てる。

第１０条第２項中「就学支援金」を「就学支援金等」に改める。

（新潟市立中等教育学校条例の一部改正）

第２条 新潟市立中等教育学校条例（平成２０年新潟市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「入学検査の申込みをする時」を「出願を行う時まで」に改める。

第５条第２項中「進級料」を「進級料の納付期限」に、「ない日）までに」を「ない日）とし」に、「入学料」を「入学料の納付期限」に、「までに、それぞれ納付しなければならない」を「とする」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

第７条第５項を次のように改める。

５ 前各項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認める場合は、別に納付期限を定めることができる。

第７条第６項第１号中「（同項第３号に規定する者を除く。）」を削り、同項第２号中「就学支援金」を「就学支援金等」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項の次に次の１項を加える。

６ 前各項の規定にかかわらず、就学支援金等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する就学支援金その他の授業料に相当する額の給付金をいう。以下同じ。）の支給を受ける者の授業料については、当該就学支援金等をもってこれに充てる。

第９条第２項中「就学支援金」を「就学支援金等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市立高等学校条例第7条第6項及び第7項の規定並びに第2条の規定による改正後の新潟市立中等教育学校条例第7条第6項及び第7項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 のうち 1 の表を次のように改める。

1 専用利用

施設	利用目的		入場料の有無	単位	利用料金の上限額 (円)
メイン リンク	営利又は営業を目的としない場合	練習の利用	入場料を徴収	1 時間	24,400
			しない場合	につき	
		スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンその他 の催物の利 用	入場料を徴収	1 時間	36,600
			しない場合	につき	
			入場料を徴収 する場合	1 時間 につき	73,200
	営利又は営業を目的とする場合			1 時間 につき	73,200

サブリンク	営利又は営業を目的としない場合	練習の利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	18,300
			入場料を徴収する場合	1時間につき	54,900
		スポーツ、体育及びレクリエーションその他の催物の利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	27,450
			入場料を徴収する場合	1時間につき	54,900
	営利又は営業を目的とする場合			1時間につき	54,900

備考 表中の「入場料を徴収する場合」とは、入場券並びに有償の会員券、整理券及びこれらに類するものを発行して利用する場合並びに入場料、参加料、会費及びこれらに類するものを徴収して利用する場合をいう。

別表第4のうち2の表1の項中「1,500」を「1,830」に改め、同表2の項中「15,000」を「18,300」に改め、同表3の項中「100」を「120」に改める。

別表第4のうち3の表多目的室の項中「1,000」を「1,220」に改め、同表会議室の項中「300」を「360」に改め、同表貸靴の項中「500」を「610」に改め、同表電光掲示板の項、放送設備の項及びカーリング用可動式計時装置の項中「1,000」を「1,220」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新潟市アイスアリーナの指定管理者が行う新潟市アイスアリーナの利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 新条例別表第4の規定は、施行日以後の新潟市アイスアリーナの利用に係る利用料金について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前の日を利用期間の始期とする定期利用券に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 78 号

**新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例
の一部改正について**

新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市めいせいデイサポートセンター条例及び新潟市立児童発達支援センター条例
の一部を改正する条例**

(新潟市めいせいデイサポートセンター条例の一部改正)

第 1 条 新潟市めいせいデイサポートセンター条例（平成 8 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第 5 条第 25 項」を「第 5 条第 28 項」に改める。

(新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第 2 条 新潟市立児童発達支援センター条例（平成 27 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「新潟市中央区西大畑町 6 1 7 番地」を「新潟市中央区東大畑通 1 番町 6 7 9 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 80 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

60 新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「新潟卸団地 A 地区」という。）内及び B 地区（以下「新潟卸団地 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画の計画図に表示する C 地区（以下「新潟卸団地 C 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

別表第 1 に次のように加える。

新潟卸団地地区地区計画	新潟都市計画新潟卸団地地区地区計画の区域において 地区整備計画が定められている区域
-------------	--

別表第 2 湖南地区地区計画区域の項アの欄（1）中「第 5 条第 2 3 項」を「第 5 条第 2 6 項」に改め、同表に次のように加える。

新	1	新潟卸団地 A 地区内及び新潟		出入		塀（	標高		
---	---	-----------------	--	----	--	----	----	--	--

<p>潟 卸 団 地 区 地 区 計 画 区 域</p>	<p>卸団地B地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで、第4号(幼稚園を除く。)、第5号、第6号(保育所その他これに類するものに限る。)、第7号及び第8号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第2号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第2号(作業場の床面積の合計が2,000平方メートル以下のもので、かつ、原動機の出力が2,000キロワット以下のものを除く。)及び第3号から第6号までに掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの。ただし、次に掲げるものに関するイベント等に利用するコンベンシ</p>	<p>口がある面にあっては、道路境界線から1メートル。出入口のない面にあっては、道路境界線及び隣地境界線からは0.5メートル。</p>	<p>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条第1項第19号に規定する塀を除く。)は、高さ1メートル以下のものとし、垣又は柵は、高さ2メ</p>	<p>1.4メートル以下。ただし、標高は、街区基準点と基準とする。</p>		
--	---	---	--	---------------------------------------	--	--

ョン施設を除く。

ア 卸売品の販売

イ 事業者の教育支援等

ウ 卸団地地区の事業

(6) 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場(同号(3)、(4)、(4の3)から(4の6)まで、(6)、(9)、(10)及び(14)に掲げるものに限る。)

(7) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの

(8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(同号(1)、(3)、(5)から(13)まで及び(14)から(20)までに掲げるもの限り、特殊な機械の使用その他の特殊な方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして令に規定するものを除く。)

(9) 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、

ートル

以下のものとする。ただし、隅切りのない交差点に接する箇所から2メートルの区間にあっては、塀は高さ0.6メートル以下のものとし、垣又は柵は透視が可

次に掲げるものを除く。

ア 500平方メートル以下の銀行の支店

イ 次に掲げるもので、200平方メートル以下のもの

(ア) 日用品の販売を主たる目的とする店舗

(イ) 卸売品の加工及び販売をする店舗

(ウ) 食堂

(エ) 喫茶店

(10) エンバーミング施設、農作物栽培施設又は細胞培養加工施設

2 新潟卸団地C地区内に建築してはならない建築物

(1) 法別表第2(イ)項第1号から第3号まで、第4号(幼稚園を除く。)、第5号、第6号(保育所その他これに類するもの並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規

能な形状のものとする。

定する就労継続支援を供与する施設を除く。)及び第7号に掲げるもの

(2) 法別表第2(は)項第2号から第4号までに掲げるもの

(3) 法別表第2(に)項第2号(作業場の床面積の合計が2,000平方メートル以下のもので、かつ、原動機の出力が2,000キロワット以下のものを除く。)及び第3号から第6号までに掲げるもの

(4) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの

(5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの。ただし、次に掲げるものに関するイベント等に利用するコンベンション施設を除く。

ア 卸売品の販売

イ 事業者の教育支援等

ウ 卸団地地区の事業

(6) 法別表第2(と)項第

3号に掲げる工場（同号（3）、（4）、（4の3）から（4の6）まで、（6）、（9）、（10）及び（14）に掲げるものに限る。）

（7） 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの

（8） 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場（同号（1）、（3）、（5）から（13）まで及び（14）から（20）までに掲げるもの限り、特殊な機械の使用その他の特殊な方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして令に規定するものを除く。）

（9） 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 500平方メートル以下の銀行の支店

イ 次に掲げるもので、200平方メートル以下のもの

	<p>(ア) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(イ) 卸売品の加工及び販売をする店舗</p> <p>(ウ) 食堂</p> <p>(エ) 喫茶店</p> <p>(10) エンバーミング施設、農作物栽培施設又は細胞培養加工施設</p>											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 8 2 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 9 年新潟市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項第 1 号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 83 号

新潟市給水条例の一部改正について

新潟市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給水条例の一部を改正する条例

新潟市給水条例（昭和 33 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事（修繕の工事に限る。）を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年新潟市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 6 5 5 円と 2 8 円 3 5 銭」を「2 9 万 3, 4 4 0 円と 3 0 円 7 3 銭」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年新潟市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改め、同条第 2 号中「3 8 万 6, 5 0 0 円と 5 円 1 8 銭」を「4 1 万 9, 0 0 0 円と 5 円 6 2 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 8 5 号

権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

1 相手方

別表に掲げる者を相手方とする。

2 内容

別表の相手方の欄に掲げる者に対し同表の債権名の欄に掲げる権利を放棄する。

3 債権額

別表に掲げる債権額のとおり

4 放棄する額

別表に掲げる債権額及びこれに係る放棄をする日までに発生する全ての違約金

別表

相手方	債権名	債権額
新潟市中央区在住 2 名	母子父子寡婦福祉資	4,706,750 円
東京都日野市在住 1 名	金償還金	

議案第 86 号

下越福祉行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、下越福祉行政組合格約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

下越福祉行政組合格約の一部を変更する規約

下越福祉行政組合格約（昭和 35 年新潟県指令地第 1707 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

第 4 条中「新発田市中央町 5 丁目 4 番 7 号広域合同庁舎内」を「新発田市中田町 3 丁目 30 番地 2」に改める。

附 則

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。ただし、第 4 条の変更規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

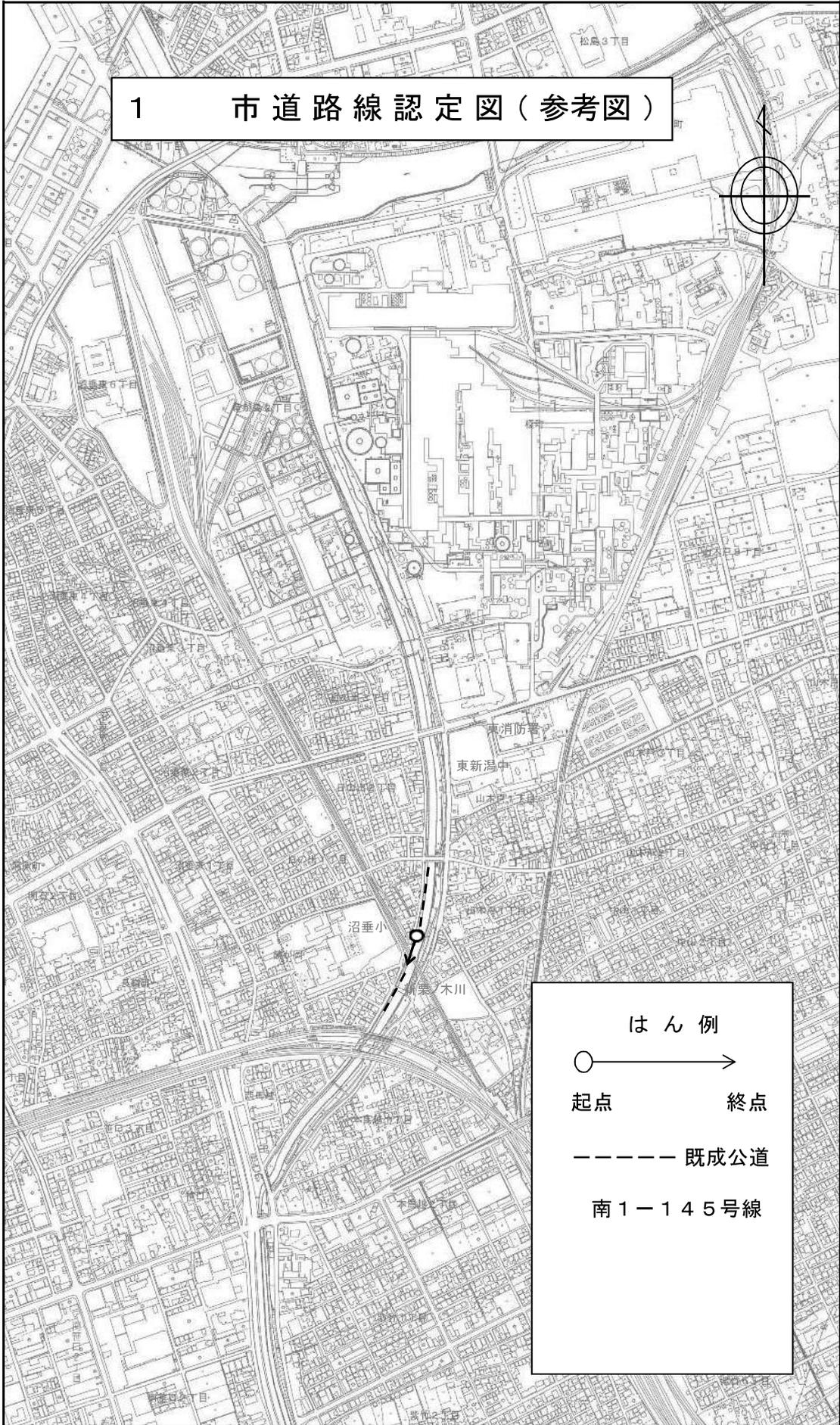
図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	南 1 - 1 4 5 号線	新潟市中央区本馬越字下村 381 番 3 地先	新潟市中央区本馬越字北 沢 396 番 4 地先
		新潟市中央区本馬越字北沢 396 番 4 地先	
2	南 4 - 1 6 2 号線	新潟市中央区新和二丁目 143 番 57 地先	新潟市中央区新和二丁目 143 番 64 地先
		新潟市中央区新和二丁目 143 番 66 地先	
3	亀田 1 - 7 1 1 号線	新潟市江南区旭一丁目 1708 番 11 地先	新潟市江南区旭一丁目 1708 番 28 地先
		新潟市江南区旭一丁目 1708 番 24 地先	
4	新津 2 - 8 8 3 号線	新潟市秋葉区新町三丁目 227 番 4 地先	新潟市秋葉区新町三丁目 227 番 7 地先
		新潟市秋葉区新町三丁目 666 番 8 地先	
4	新津 2 - 8 8 4 号線	新潟市秋葉区下興野町 95 番 8 地先	新潟市秋葉区下興野町 102 番 2 地先
		新潟市秋葉区下興野町 95 番 22 地先	
5	新津 2 - 8 8 5 号線	新潟市秋葉区車場一丁目 32 番 5 地先	新潟市秋葉区車場一丁目 32 番 5 地先
		新潟市秋葉区車場一丁目 32 番 5 地先	
5	新津 2 - 8 8 6 号線	新潟市秋葉区結字内畑 212 番 6 地先	新潟市秋葉区結字内畑 207 番 12 地先
		新潟市秋葉区結字内畑 207 番 8 地先	
6	白根 2 - 3 6 0 号線	新潟市南区大通西 1025 番 21 地先	新潟市南区大通西 1033 番 29 地先
		新潟市南区大通西 1033 番 16 地先	
7	月潟 1 - 1 7 1 号線	新潟市南区東長嶋字鍋田 89 番 4 地先	新潟市南区東長嶋字鍋田 89 番 3 地先
		新潟市南区東長嶋字鍋田 89 番 3 地先	

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
8	西5-	新潟市西区小針七丁目 486 番 8 地先	新潟市西区小針六丁目 496 番 3 地先
	291号線	新潟市西区小針六丁目 496 番 8 地先	
9	黒埼1-	新潟市西区鳥原字大明 2601 番 6 地先	新潟市西区鳥原字大明 2602 番 14 地先
	456号線	新潟市西区鳥原字大明 2607 番 6 地先	
10	潟東1-	新潟市西蒲区大原字年々新田 625 番地先	新潟市西蒲区大原字年々 新田 630 番地先
	291号線	新潟市西蒲区大原字年々新田 636 番地先	
10	潟東1-	新潟市西蒲区大原字年々新田 681 番地先	新潟市西蒲区大原字年々 新田 687 番地先
	292号線	新潟市西蒲区大原字年々新田 688 番地先	
10	潟東1-	新潟市西蒲区大原字祖父田 3208 番地先	新潟市西蒲区大原字祖父 田 3205 番地先
	293号線	新潟市西蒲区大原字祖父田 3202 番 1 地先	
10	潟東1-	新潟市西蒲区大原字アラシ 2374 番 1 地先	新潟市西蒲区大原字アラ シ 2377 番地先
	295号線	新潟市西蒲区大原字アラシ 2380 番地先	

2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
11	白根 2 -	新潟市南区下塩俵 1028 番 6 地先	新潟市南区下塩俵 1032 番 3 地先
	3 6 0 号線	新潟市南区下塩俵 1032 番 3 地先	
12	西南 1 -	新潟市西区神山字ツル子 188 番 3 地先	新潟市西区神山字ツル子 296 地先
	9 1 2 号線	新潟市西区赤塚字神明浦 6979 番地先	
12	西南 1 -	新潟市西区神山字ツル子 208 番地先	新潟市西区神山字ツル子 209 番地先
	9 4 1 号線	新潟市西区神山字ツル子 209 番地先	
12	西南 1 -	新潟市西区神山字ツル子 217 番地先	新潟市西区神山字ツル子 214 番地先
	9 4 2 号線	新潟市西区神山字ツル子 214 番地先	
12	西南 1 -	新潟市西区神山字ツル子 225 番地先	新潟市西区神山字ツル子 227 番地先
	9 4 3 号線	新潟市西区神山字ツル子 227 番地先	
13	潟東 1 -	新潟市西蒲区大原字年々新田 647 番地先	新潟市西蒲区大原字年々 新田 779 番地先
	2 9 1 号線	新潟市西蒲区大原字年々新田 779 番地先	
13	潟東 1 -	新潟市西蒲区大原字祖父田 3183 番地先	新潟市西蒲区大原字年々 新田 831 番地先
	2 9 2 号線	新潟市西蒲区大原字年々新田 831 番地先	
13	潟東 1 -	新潟市西蒲区大原字祖父田 3217 番 1 地先	新潟市西蒲区大原字年々 新田 857 番地先
	2 9 3 号線	新潟市西蒲区大原字年々新田 857 番地先	
13	潟東 1 -	新潟市西蒲区大原字アラシ 2374 番 1 地先	新潟市西蒲区大原字横江 3782 番地先
	2 9 5 号線	新潟市西蒲区大原字横江 3782 番地先	

1 市道路線認定図（参考図）



2 市道路線認定図（参考図）



はん例



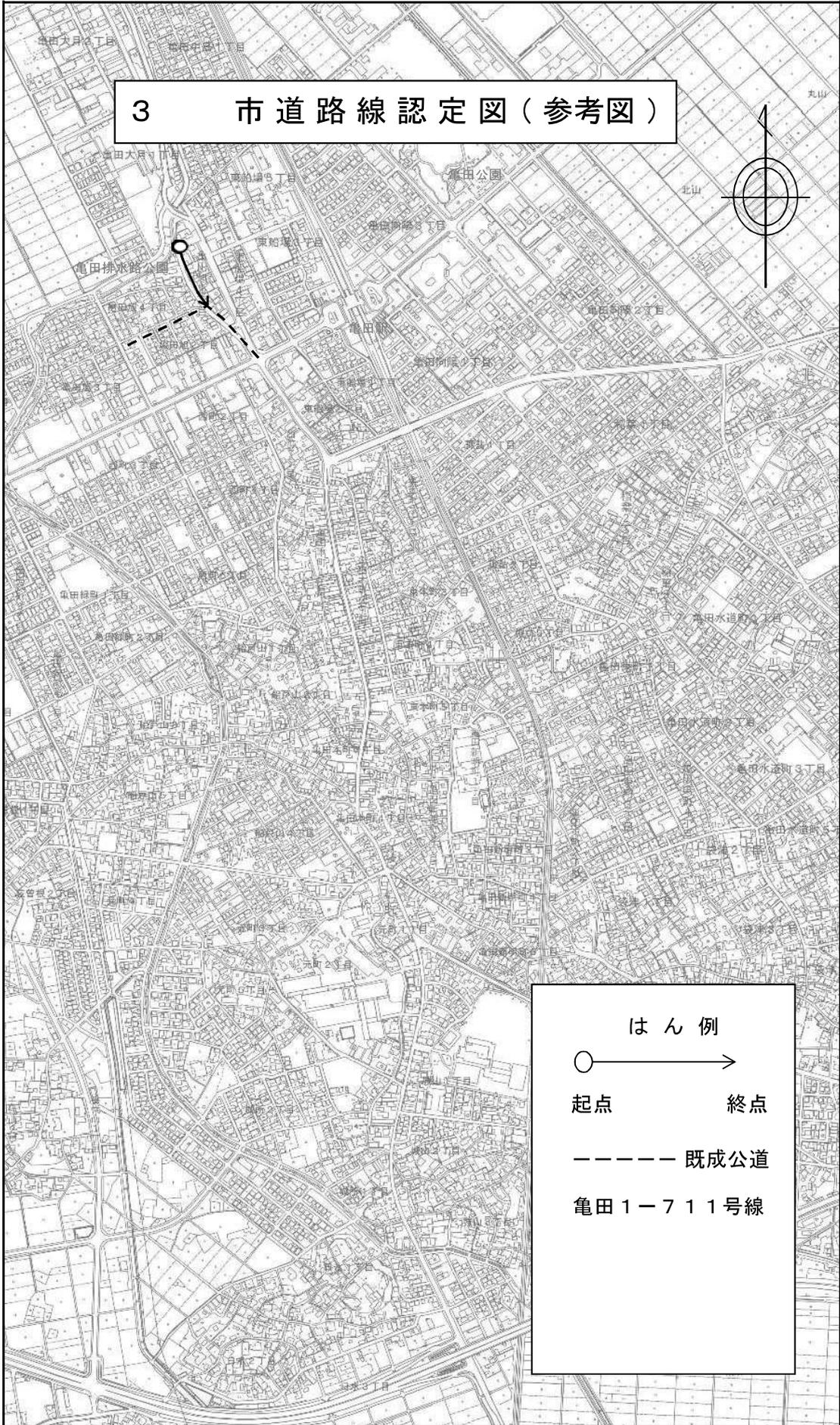
起点

終点

----- 既成公道

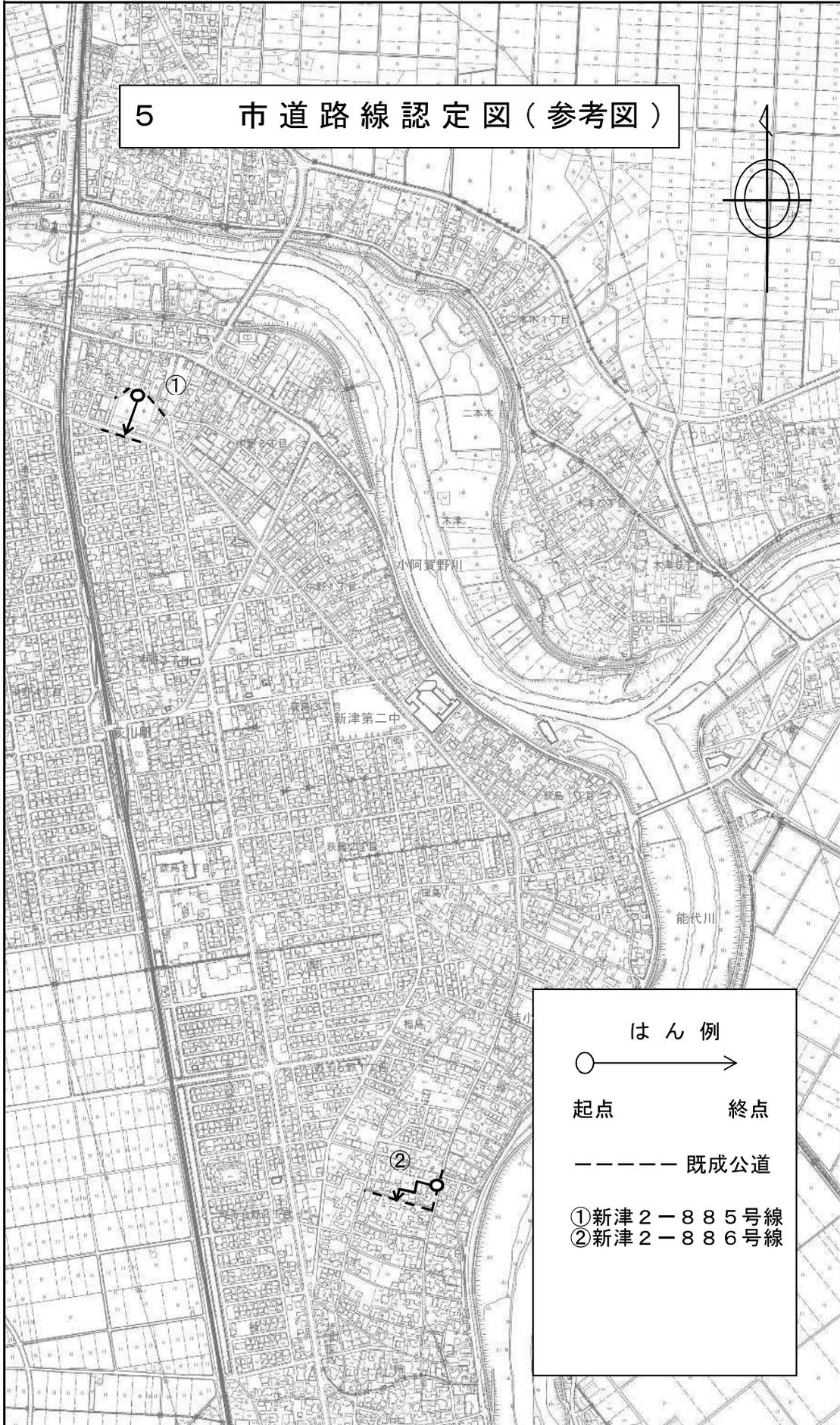
南4-162号線

3 市道路線認定図（参考図）

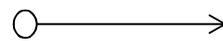


5

市道路線認定図（参考図）



はん例



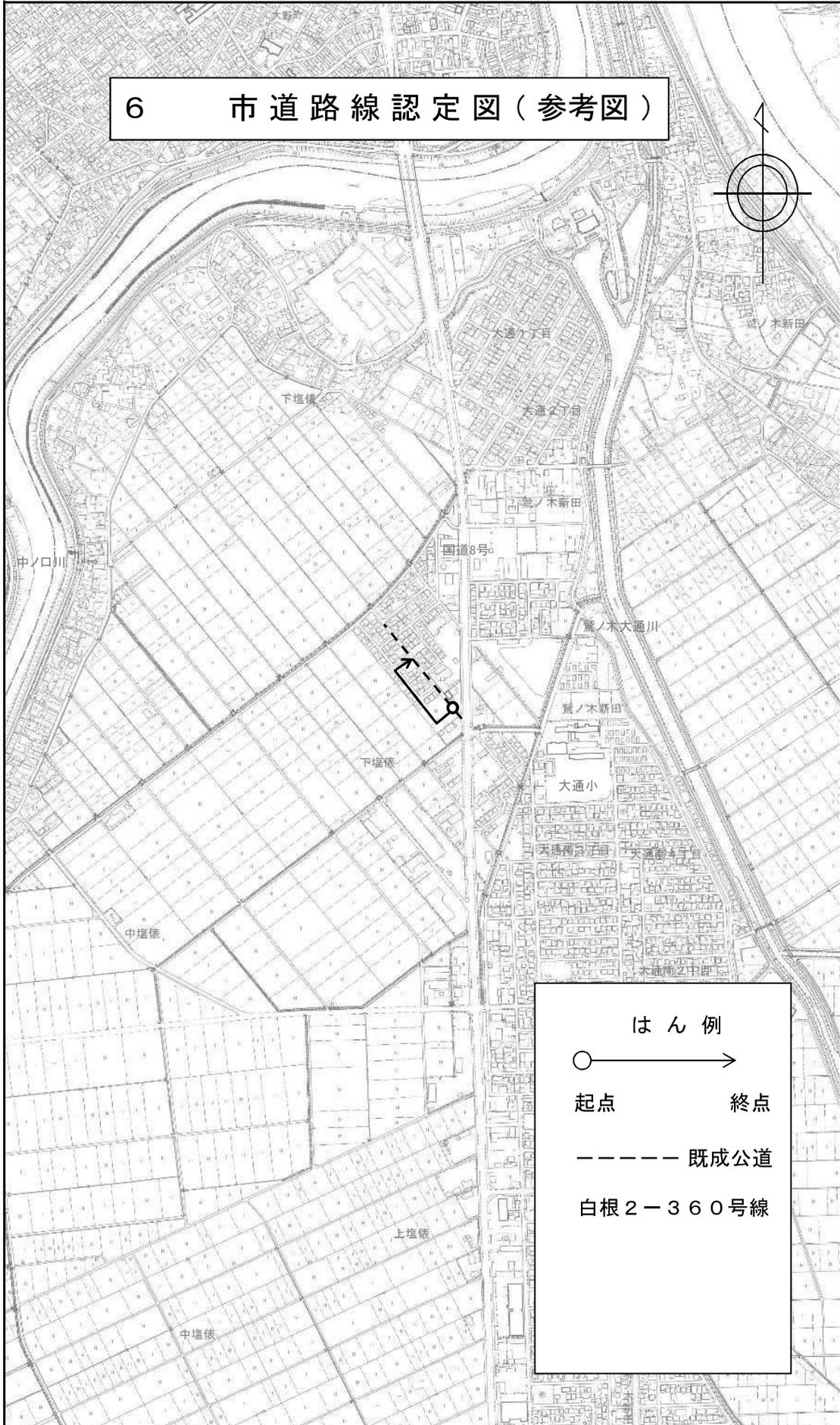
起点

終点

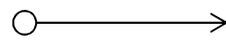
----- 既成公道

- ①新津2-885号線
- ②新津2-886号線

6 市道路線認定図（参考図）



はん例



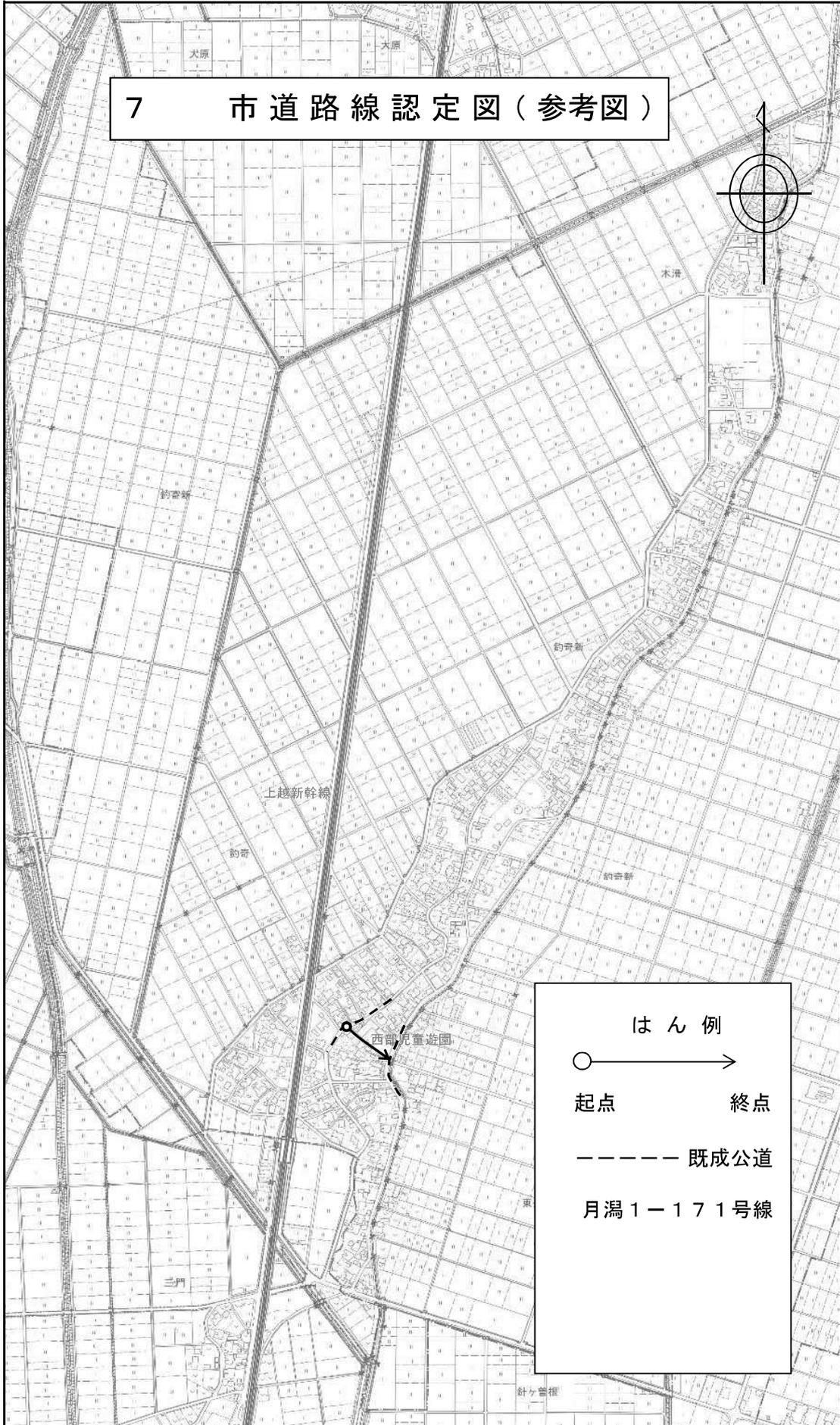
起点

終点

----- 既成公道

白根2-360号線

7 市道路線認定図（参考図）



はん例



起点

終点

----- 既成公道

月瀧1-171号線

8 市道路線認定図（参考図）



はん例

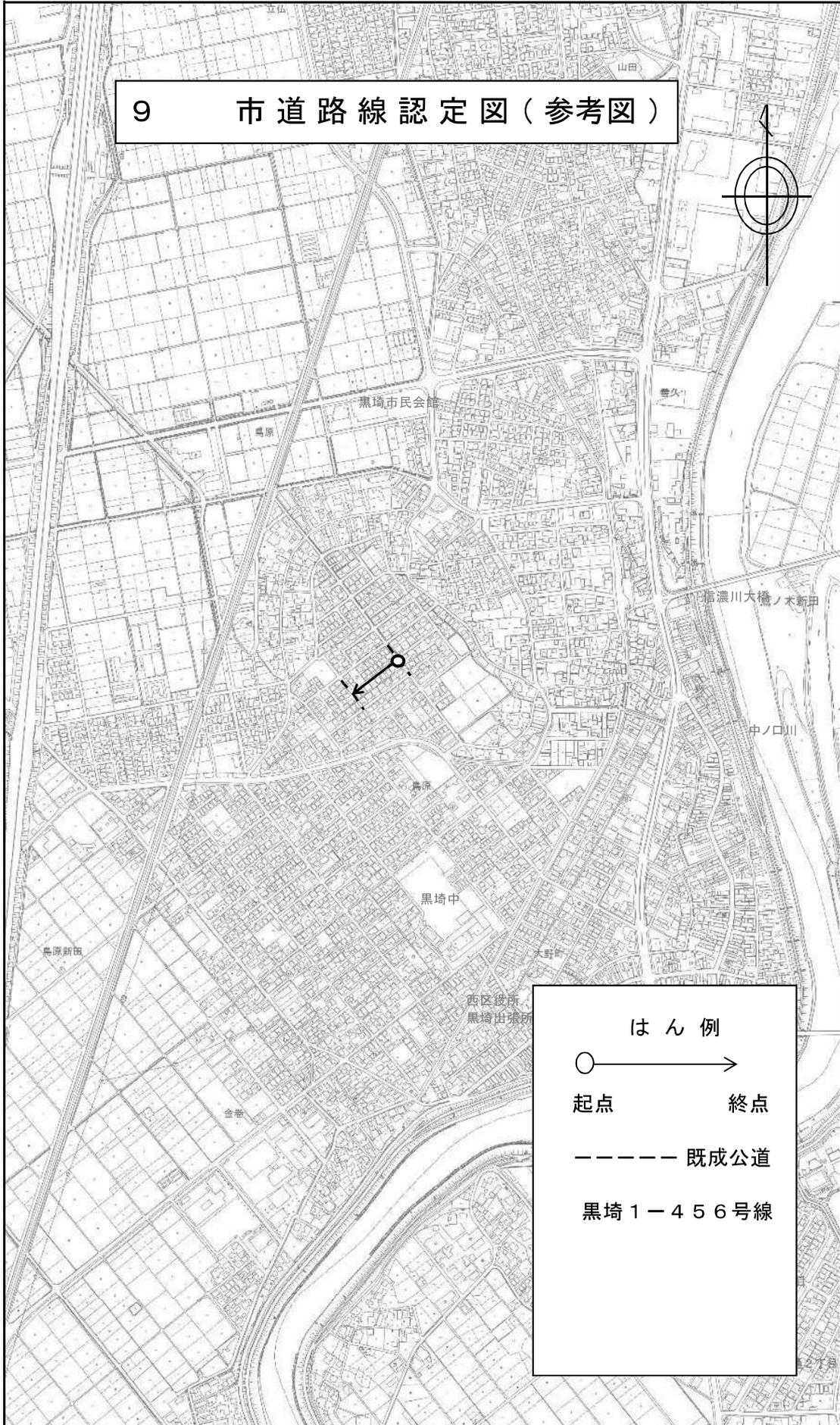
○ →

起点 終点

----- 既成公道

西5-291号線

9 市道路線認定図（参考図）



はん例

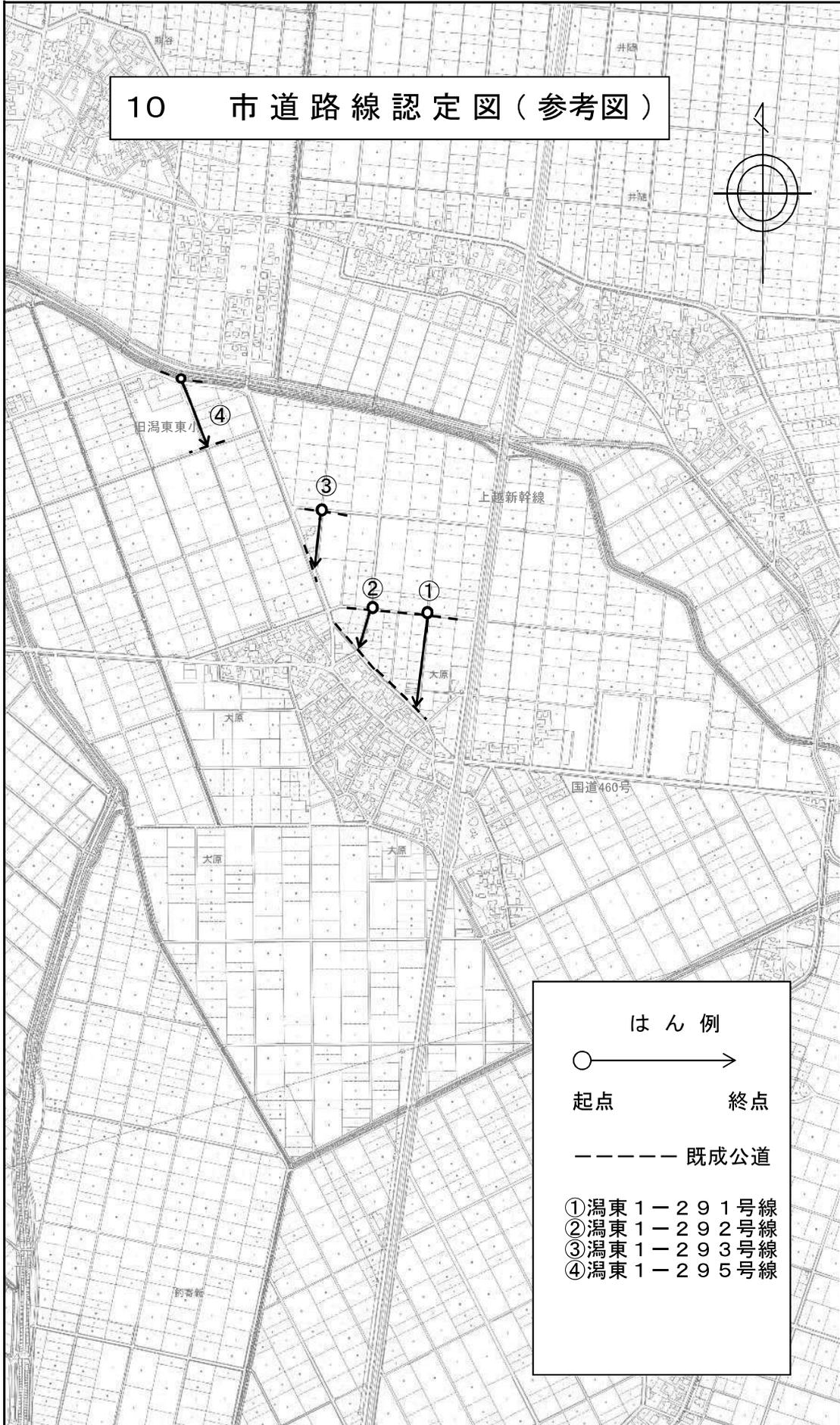
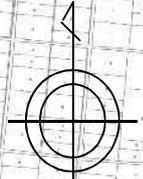
○ →

起点 終点

----- 既成公道

黒崎1-456号線

10 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

① 潟東 1-291 号線
 ② 潟東 1-292 号線
 ③ 潟東 1-293 号線
 ④ 潟東 1-295 号線

11 市道路線廃止図（参考図）



はん例

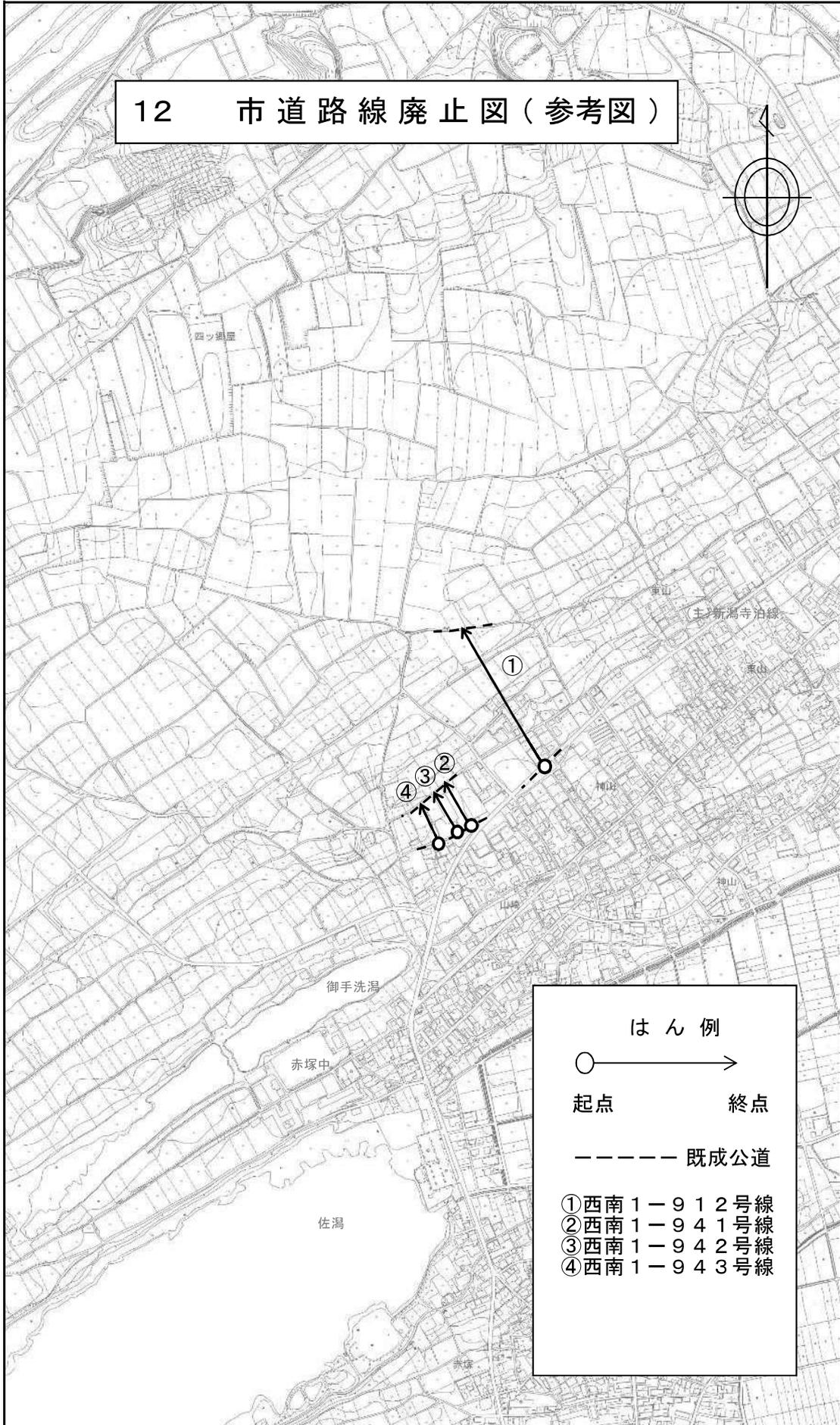
○ →

起点 終点

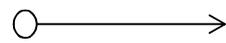
----- 既成公道

白根2-360号線

12 市道路線廃止図（参考図）



はん例



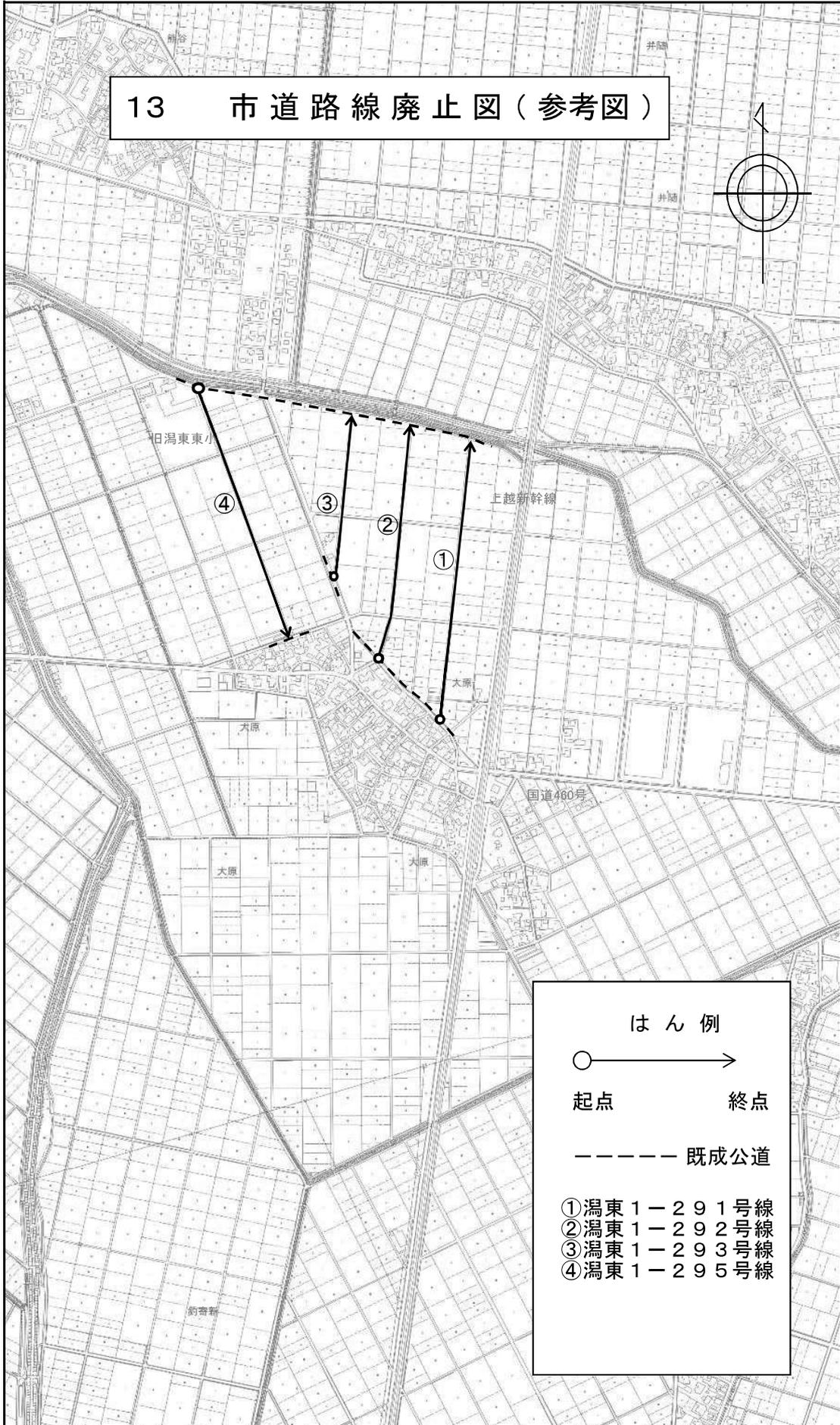
起点

終点

----- 既成公道

- ① 西南1-912号線
- ② 西南1-941号線
- ③ 西南1-942号線
- ④ 西南1-943号線

13 市道路線廃止図（参考図）



議案第 88 号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

伊藤 秀夫

議案第 89 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

齋藤 紀良

議案第 90 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
巻斎場建設工事	745,580,000 円	水倉・近藤・小川特定共同企業体 代表者 新潟市西蒲区巻甲 5 4 8 0 番地 株式会社 水倉組 代表取締役社長 水倉 直人 構成員 株式会社 近藤組 構成員 株式会社 小川組

議案第 9 1 号

契約の変更について

令和 6 年度議案第 1 4 7 号をもって議決を経て締結した「市役所旧分館解体工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
市役所旧分館解体 工事	変更前 727,980,000 円	加賀田・北栄・原・ノガミ特定共同企業体 代表者 新潟市中央区万代 4 丁目 5 番 1 5 号 株式会社 加賀田組 新潟支店 執行役員支店長 八雲 淳一
	変更後 866,607,500 円	構成員 北栄建設 株式会社 新潟支店 構成員 株式会社 原組 構成員 株式会社 ノガミ

議案第 9 2 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 9 4 1, 0 1 8, 8 4 5 円のうち 2 9 3, 6 4 7, 2 5 4 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 93 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 232, 327, 939 円のうち、819, 424, 874 円を建設改良積立金に積み立て、412, 903, 065 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 9 4 号

決算の認定について

令和 6 年度新潟市下水道事業会計決算、令和 6 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 6 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は、別冊のとおり。

報告第 5 号

継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

令和6年度 新潟市継続費精算報告書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績				比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					企 業 債	出 資 金	自 己 資 金		企 業 債	出 資 金	自 己 資 金		企 業 債	出 資 金	自 己 資 金
1	資本的支出	青山浄水場施設整備事業	3	11,000,000			11,000,000	3,190,000			3,190,000	7,810,000			7,810,000
			4	1,321,100,000	960,000,000	1,000,000	360,100,000	946,694,330	844,000,000	1,000,000	101,694,330	374,405,670	116,000,000		258,405,670
			5	1,782,000,000	1,295,000,000	1,000,000	486,000,000	1,675,742,147	1,072,000,000	3,000,000	600,742,147	106,257,853	223,000,000	△2,000,000	△114,742,147
			6	696,300,000	505,000,000	1,000,000	190,300,000	1,115,304,200	728,000,000		387,304,200	△419,004,200	△223,000,000	1,000,000	△197,004,200
			計	3,810,400,000	2,760,000,000	3,000,000	1,047,400,000	3,740,930,677	2,644,000,000	4,000,000	1,092,930,677	69,469,323	116,000,000	△1,000,000	△45,530,677
		巻取水場施設整備事業	4	12,100,000			12,100,000	11,720,000			11,720,000	380,000			380,000
			5	566,500,000	412,000,000		154,500,000	302,327,400	292,000,000		10,327,400	264,172,600	120,000,000		144,172,600
			6	349,800,000	254,000,000		95,800,000	556,634,500	354,000,000		202,634,500	△206,834,500	△100,000,000		△106,834,500
			計	928,400,000	666,000,000		262,400,000	870,681,900	646,000,000		224,681,900	57,718,100	20,000,000		37,718,100

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績				比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					企 業 債	補 助 金	自 己 資 金		企 業 債	補 助 金	自 己 資 金		企 業 債	補 助 金	自 己 資 金
1	資本的支出	1 手術室の陰圧化及びハイブリッド手術室整備事業	5	306,800,000	306,800,000			91,500,000	91,500,000			215,300,000	215,300,000		
			6	462,600,000	462,600,000			577,559,600	577,559,000		600	△114,959,600	△114,959,000		△600
			計	769,400,000	769,400,000			669,059,600	669,059,000		600	100,340,400	100,341,000		△600
		特定天井等安全対策事業	5	159,700,000	155,600,000	4,004,000	96,000	45,200,000	41,100,000	4,004,000	96,000	114,500,000	114,500,000		
			6	240,700,000	211,000,000	29,611,000	89,000	245,163,700	217,241,000	27,915,000	7,700	△4,463,700	△6,241,000	1,696,000	81,300
			計	400,400,000	366,600,000	33,615,000	185,000	290,363,700	258,341,000	31,919,000	103,700	110,036,300	108,259,000	1,696,000	81,300